

令和2年第6回太子町議会定例会（第489回町議会）会議録（第3日）

令和2年9月2日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第58号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 3 議案第59号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第60号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第61号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第62号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 7 議案第63号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 9 議案第65号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第66号 工事請負変更契約の締結について
- 11 認定第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 17 認定第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第58号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 3 議案第59号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第60号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第61号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第62号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 7 議案第63号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 9 議案第65号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第66号 工事請負変更契約の締結について
- 11 認定第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 17 認定第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之

5番	長谷川 正 信	6番	玉 田 正 典
7番	上 山 隆 弘	8番	中 薮 清 志
9番	首 藤 佳 隆	11番	清 原 良 典
12番	中 島 貞 次	13番	井 村 淳 子
14番	堀 卓 史	15番	藤 澤 元之介

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	沖 汐 守 彦	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	三 木 孝 秀	経 済 建 設 部 長	森 川 勝
教 育 次 長	栄 藤 雅 雄	財 政 課 長	佐々木 信 人
産業経済課長	富 岡 泰 造	監 査 委 員	蓮 本 了 遠

(開議 午前10時00分)

○議長(藤澤元之介) 皆さんおはようございます。

令和2年第6回太子町議会定例会第3日目におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長(藤澤元之介) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和2年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第58号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)

○議長(藤澤元之介) 日程第2、議案第58号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。なお、会議規則第54条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっております。また、議題となっている事件を対象に質疑をよろしく願

いたします。

それでは、質疑はありませんか。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、3点ばかりお聞きしたいと思います。

まず、18ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の中の節13委託料、戸籍附票ネットワーク構築委託料、これにつきまして現況はどうしておるのかということと、これは国外転出者に対応するためという説明を受けましたけれども、現況はどうしてるのかということと、それとネットワークを構築した後、どう変わっていくのかということが1点。

それと2点目、24ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金・補助及び交付金、これにつきまして感染症対応外来体制支援協力金ということで、これはどこの医療機関に対する支援協力金なのかという部分。

それと最後、3つ目、26ページ、款6農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費、節13委託料、有害鳥獣駆除委託料追加、40頭分という説明を受けましたけれども、これは恐らくわなかか、そういう部分の追加だと思うのですけれども、以前いわゆる鹿とかイノシシが出てこんように山の際に柵をこしらえてという話があったように思います。これについては、どうなってるのかという部分。

以上、この3点をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、私から、まず1点目でございます18ページの戸籍住民基本台帳費委託料、戸籍附票ネットワーク構築委託料についてでございます。

こちらの委託料につきましては、国外に転出された方に対してマイナンバーカードが利用できるようにということで、国でシステムの構築、補助率は10分の10になるのですけれども、進められておる分でございます。現在、マイナンバーカードにつきましては、それぞれの住民票を基礎としまして番号を振りつけさせていただいております。ということで、国外に転出されます方は住民票が一旦削除され、住民票はないという状況になりますので、マイナンバーカード自体も使えないというのが現状でございます。そういった中で、国外に転出された方についてもマイナンバーカードを利用できるようにということで、例えば年金でありましたり、あるいは会社の健康保険等もございまして、あるいは税金の関係もございまして、そういったものにもともとマイナンバーカードを利用するものでございましたので、国外に出られておられる方もそういったサービスにマイナンバーカードを使いまして利用できるようにということで、国でその構築を進めていこうというものでございます。基本的には住民票は削除されてしまいますので、どうやるかと申しますと、戸籍の附票というものを使いまして、その附票と、それから今あります住民票のシステム、住民基本台帳システム、その2つをネットワークで結ぶことによって、国外へ転出された方のマイナンバーカードが使用できるように今後整備していくと聞いております。それに対するネットワーク構築で、住民票のシステム、それから戸籍の附票システム、それぞれに改修を行うということで、国の補助10分の10を受けまして、このたび委託料という形で補正予算を計上させていただきますのでございます。

続きまして、2点目でございます。

24ページでございます。

保健衛生総務費の負担金・補助及び交付金、感染症対応外来体制支援協力金につきましての御質問でございました。

こちらの協力金につきましては、たつの市・揖保郡医師会に支給するというので協力金の補

正予算を計上させていただいております。こちらの目的につきましては、いわゆる新型コロナウイルス感染症の現状におきまして、PCR検査が今現在行政検査で帰国者、龍野保健所からその検査を受けなさい、受けてくださいというような形になっておりますけれども、今後これから冬場を迎えましていろいろとインフルエンザの問題とか出てくる、感染拡大も懸念されるところでございます。そこで、たつの市・揖保郡医師会の先生もそういった行政検査だけでは対応できない場合を想定されまして、今現在、具体的には実際にどのような、ハード的な問題もございません、場所ですとか、あるいは検査される先生の感染予防も必要でございます。そういった形でいろんな問題があるのですけれども、たつの市・揖保郡医師会の先生がそういった形で検査センターを近い将来立ち上げてみたいと、立ち上げようとおっしゃっていただいております。そこで、医師会からたつの市と太子町にも、行政でも御支援をいただきたいという御要望がございました。そこで、実際の検査体制についてはどのようにやるかというのはおいおい――保健所あるいは医師会、そしてたつの市、太子町、具体的に今詰めておるところで、具体的なものはまだ出ておらないのですけれども、そういった協力要請を受けまして、実はたつの市でまだ中身が決まっていなくて、前回のたつの市の補正予算で、休日夜間急病センターの執務量等を参考に、日数的にどうなるかというのも分からないのでございますけれども、一応予算はたつの市が試算をされまして予算計上されておられます。そのたつの市の予算計上分に合わせまして、太子町とたつの市の人口案分をさせていただいて、太子町もその分の応援をさせていただこうという考えで、具体的にはまだ中身が決まっていらないのですけれども、新型コロナ感染症の拡大防止という観点で医師会に協力をさせていただくと、そういうことがいざ起こった場合には、そういうことをすぐに立ち上げて実行に移せるようにという形で補正予算を計上させていただいているところでございます。どうぞ御理解がいただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私からは、26ページの林業振興費の委託料、有害鳥獣駆除委託料追加の132万円の件について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、40頭につきましては、当初予算80頭で駆除を組ませていただいております。8月末で既に80頭、イノシシ1頭、鹿79頭、既に実現というか、もう達成をしてしまいました。こういった状態でございます。地元自治会、それから夜間が非常に危険だという、いろんなところから強い要望を受けまして、今回40頭の追加をさせていただきたいと考えております。

もう一点、鹿柵の件でございますが、今現在、今年度につきましては原自治会、営農組合がされていらっしゃる田畑、そちらへ鹿柵を地元で設置される、それについて原材料を県から支給すると、県の交付金を用いて原材料、くいと網というのですか、そういったものを支給すると。それは町を経由して地元へ交付します。ただ、当然その設置に関してはあくまでもそれぞれの自治会でしていただくこととなります。今までですと、上太田自治会とかもやられておりますが、当然それらにつきましては地元自治会がまとまっていただいて、自分たちで設置するという意欲があるところで要望がありましたら、県の予算を通じて要望をしていただいて、そのお金をもって、原材料をもって地元でしていただくこととなります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 歳出で3点ほどお伺いします。

16ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節19負担金・補助及び交付金、民営乗

合バス感染症対策補助金として92万円、当初の説明では神姫バス1台当たり2万円の補助という説明を受けました。これで割りますと46台分かなと思いますが、もう少し詳細な説明をよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、22ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目7児童館運営費、節11需用費、消耗品費追加、保健衛生用品としまして50万円を計上されています。どのような用具を購入し、どのような運用方法でしていくのか、説明をお願いします。

3点目、節15工事請負費、児童福祉施設整備工事費追加で757万円の補正が組まれておりました。龍田の旧JA跡の整備工事だと思いますが、どこをどのように整備するのか、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私からは、16ページ、節19負担金・補助及び交付金、民営乗合バス感染症対策補助金について御説明をさせていただきます。

まず、台数は先ほど申されましたように46台でございます。神姫バスにつきまして25台、ウエスト神姫につきましては21台となっております。これら台数につきましては、太子町への乗り入れ台数でございます。それにつきまして、1台当たり2万円を補助するものでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず、私からは保健衛生用品のお尋ねでございます。

（「ページ数をちゃんと言うて」の声あり）

22ページの保健衛生用品50万円の件でございます。

こちらの需用費の追加でございますけれども、歳入の10ページをまず見ていただけますでしょうか。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、補助率10分の10という県の補助金がこのたび新型コロナウイルス感染症対策に充てるということで交付要綱が設定されました。これは対応として緊急に必要な感染拡大防止、あるいは児童福祉施設等の職員の支援等について、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施することができるように包括的に県から補助金を交付して対策に充ててほしいということで交付金が交付されることとなりました。こちらの交付金を充てまして、歳出で申し上げますと、20ページの歳出で款3民生費、項2児童福祉費、目2保育所費、節11需用費に150万円、それからその下の目3保育所運営費につきましても節19負担金・補助及び交付金新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金という形で1,200万円、それと御指摘いただきました22ページにおきましては目7児童館運営費の消耗品の保健衛生用品で50万円、それから目9放課後児童健全育成事業費——同じく22ページでございますけれども——節11需用費550万円、保健衛生用品でございます。それから、一番下、節19負担金・補助及び交付金で、同じく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金50万円という形で、それぞれいわゆる1施設当たり50万円の補助金が県で、前回国の補助金という形で同じように50万円——この新型コロナウイルス関係の補助金を総合対策支援補助事業という形でございましたけれども、今度は県がそういった新型コロナウイルス感染症対策におきまして、そういった1施設当たりおおむね50万円という補助金を交付するという交付要綱が制定されましたので、それぞれ新型コロナウイルス関連に、これからまだ年末に向かいます、いろんなところで必要になる対策に充てるために、このたび県の補助金を活用させていただいて、それぞれの施設において感染予防に努めるための補助金という形で

計上させていただいているものでございます。

続きまして、22ページ、児童福祉施設整備工事費追加の件でございます。

長谷川議員おっしゃいますとおり、いわゆるJAの竜田支店の跡地ののびすく移転、それから児童館関係に関わる工事費の追加を計上させていただいておるところでございます。時間的なものもございましたけれども、当初予算につきましては既存にあります建物の天井の塗装あるいはクロスの張りかえ、あるいはトイレを洋式化するとか、そういった形の必要最小限の範囲内での予算を計上させていただいて、当時、時間の関係もございましたので、細かい積算を積み上げたというところまでは実際いかなかったものでございますが、このたび、本来でしたらもう少し早く開園させていただきたいとスケジュールもお知らせしたところでございますけれども、委員会等でも御報告させていただきましても、用途変更に時間を要している状況がございます。そういった面で、いろんなどころと細かい詰め、指導員の先生、あるいは現状を見ながら、華美になるということはないのですけれども、そういった形でいろいろと一点一点積み上げをさせていただいております。

一番要望が大きかったトイレにつきましては、当時は洋式化するというところでございましたけれども、広さを拡張して湿式から乾式化、あるいは多目的な機能を持つておるもの、それを2部屋設置するというようなもの、あるいは間仕切りの壁を撤去させていただくもの、それからこれまでドアについては、子供たちが出入りする中で引き戸へ変更する、あるいはドアにつきましても二重でございますけれども、子供たちがさっと自動ドアになると出ていくのも危険だということもありますので、内側については半自動ドア、ボタン式といいますか、ボタンを押さないと開かないというような形のものが安全面に考慮したら必要ではないかというようなことも考慮させていただいております。それから、元応接室の北側に倉庫があったのですけれども、その壁を取っ払わせていただいて、応接室と倉庫を一体的にさせていただいて、またローカウンターをそなえた事務室へ改修させていただきたいというような形、あるいは会議室もパーティションで仕切らせていただく、あるいは若干小さい赤ちゃん等と子供たちが結構衝突したりするということがございますので、そういった縁なし畳を用意したりというような形で、あと建物周辺の区画線の話もございまして、駐車につきましても見えにくくなっておるところでございますので、区画線も再度引き直すというようなこともこの予算に計上させていただいているところでございます。

それと、先日の一般質問の中でこののびすくの東側の区画のお話をいただいて、後日またという話でございました。中身を精査させていただきましても、取りあえずこのたびは建物の周りの区画線は再度引き直しをさせていただくとこの予算の中に入れさせていただいておりますけれども、東側につきましては私どもも昨日見せていただきましたけれども、確かに薄くなっております。車を止めるところ自体は若干残っておりますので、車止めもあって、ちょうど私が入ったときに1台の車の方が止められておりましたけれども、すっとは止められておられない状態でした。このたびは取りあえず補正させていただいておる予算には入っておりませんが、また折を見てそちらも。逆に今倉庫等もございますので、将来的にはそういったものを撤去させていただいて駐車場を広くするというような計画も我々は持っておりますので、そういったときに併せまして、またそちらは整備を考えさせていただければなと思っております。今回の予算については、東側の区画線は当初の中での設計には入っていないということで御了解いただければと思います。

そういった形で、若干金額も当初から比べますと増えておるところではございますけれども、安全とそれからこれからののびすく、あるいは子供たちの環境を考えさせていただいて、追加の

予算をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 乗合バスの件については大体理解できました。

2点目、どういったものを購入し、どういったもので運用していくかということなのですが、国の説明だけで、その辺のところはまだ全然回答になっていないのですけれど。

次の工事負担金ですが、次に質問しようかなというところまで説明していただきまして大変ありがとうございます。ここで先日の井村議員の一般質問の中の駐車場の件については大体把握ができたのですが、その駐車場と駐車場の間にある旧農協スーパー跡、これをどのようにしていくのか。おいおいじゃなくて、やはり児童施設として運用するのであれば、その辺のところも全て網羅しなければ、子供たちの安全が確保できるのか、その辺のところ疑問を持つわけでありませぬ。ですから、おいおいじゃなくて、この先、何年までにはこのように計画しております、このように工事をしていきますというところの青写真というのができてないのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず、1点目、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の件でございます。

こちらの交付金につきましては、県からこの交付要綱が発出されましたのも8月に入ってからでございます、しかも案の段階でございました。県においては、そういった感染拡大防止、あるいはそういったそれぞれの施設の実情に合わせてその分に有効に使用してほしいというような形の通達が参っております。ですので、それぞれの施設において必要となるものをコロナ対策に使用していくべき補助金であると認識しておりますので、各施設においてもそのように使っていくものと考えております。

次に、のびすくのJA跡地の件でございます。

おっしゃるように、建物につきましては事務局サイドとしては最終的な考えとしては倉庫としての利用もあるのですけれども、一体として考えた場合は償却して新たにもう少し東の駐車場も含めて駐車用地とするのが望ましいという考えを持っております。そういった形で個別計画の中に令和2年度計上させていただいて、町の中の計画と整合性を合わせて、どちらにしましても撤去するとなりますと、それなりの費用がかかってまいりますので、全体的な町の計画の中で担当といたしましては、もう早いうちには思っておるところではございますけれども、予算を伴うものでございますので、ほかの町の施策等との整合性等を図りながらということになりますので、このたびにつきましてはまずは当初予算でその施設、それから施設周辺の駐車場の形で、中身について運営ができますようにという形で今回の補正予算をお願いしております。いついつまでにしますというのは、また予算の関係もございますので、この場でお答えするのはなかなか難しいものではございますけれども、担当サイドとしましては近い将来という形で進めていきたいという思いの全体計画を持っているというところで御理解をいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 3点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、22ページのただいま話になっておりましたJAの跡地利用の件、目7児童館運営費の節15工事請負費についてですが、これは当初予算で745万8,000円で、今回ほぼ倍額になったという理解でよろしいかと思っておりますが、この予算を計上してトータルで1,400万円ほどを使っ

た工事計画という理解でよろしいかどうかということ。

それから、今回ほぼ倍額のこの予算を組んだに当たって様々な内容の説明が今ございましたけれども、これについては十分な精査といいますか、現場の方々の意見も聞いた上で決められた、そういった過程を経ておられるのかどうかを確認させていただきますが、以上1点目です。

それから次に、24ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19の負担金・補助及び交付金についてなのですが、先ほどの説明でたつの市・揖保郡医師会で検査センターを立ち上げたいという説明はよく分かりましたけれども、これは太子町とたつの市で補助金を出す、加えてほかに予算といいますか、あるのかどうかということと、つまりトータルとして幾らの規模の事業を見込んでおられるのかについて説明をお願いします。

それから、3点目ですが、26ページの款7商工費、項1商工費、目1商工振興費の節1報酬についてなのですが、これは説明では委員の報酬2回分という説明だったと思います。これはこの議会の中で上程されております条例にも関わりますけれども、説明ではたしか今年度中に2回というような計画をされてるかと思うのですが、これから立ち上がる協議会でもございますし、立ち上げの時期で非常に大事な協議会でございますから2回で終わるかということのは今のところ見通せないかと思うのですが、もしも2回ではなくて、さらに協議を重ねる必要が生じた場合はさらに補正を組むといったことを前提で考えておられるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 児童福祉施設整備工事費の追加についてでございます。

1点目の予算総額につきましては、当初予算、そしてこのたびの補正予算、合わせた総額をもって全体の工事という形で進めていくということで追加の予算をお願いしているところでございます。

それと、この整備に当たって御意見等を伺ったのかということでございます。

用途変更の関係で時間ができたということも変でございますけれども、できるだけ早くやりたいという思いもございましたけれども、そういった形で、また議会の議員の皆様からもしっかりとそういう現場の指導員の先生の意見を組み入れながらやっていくことがその事業の成功に結びつくものであるというような意見もいただいていたということも踏まえまして、それぞれ先生とも協議をさせていただいております。当然全てのものを改修するのではなくて、今使えるものはこれで行きましようというような形でのお話もさせていただいた中で、これは事業をするにとって若干金額も大きくなってしまいますのですけれども、将来にわたってこのびすく、あるいは児童館事業が円滑に進めていけるだろうということで私たちもそのように考えて、予算計上をさせていただいて、また町として補正予算の提出という形にさせていただいておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に、24ページの保健衛生費の感染症対応外来体制支援協力金で、全体像のお話をいただいたかと思っております。

先ほどもこの補正予算策定に当たりましてお話をさせていただいておるところでございますけれども、具体的な、例えば場所についても今正式にここでやりましようというような形のもの、ある程度の候補地はあるとは聞いておりますけれども、じゃあ、そこを、これはいわゆる医療行為を行うこととなりますので、県も医療法上、いろいろな管理者を置かなくてはならないとか、そういった形のものでございます。それと、先ほども申しましたけれども、やっぱり動線の確保があると思っております。コロナの疑いのある方を診療すると、検査をするということでございますので、一般の方あるいは検査をする先生の防御というような形で、全体的にどれぐらいの費用がか

かるのかということについては、細かい点は今、県も保健所も含めて医師会、それと我々市町の中で、まずはどういうふうにやっっていこうかという、やっっていけるのかというような形のお話が進んでいる中で、そこからまた細かい点が出てくると思うのです。実際には金額的なもの、総額どれぐらいかかって、例えば県の保健所がどういった手当てをするのか、実は市町、太子町、たつの市がこの医師会に対してどれほどの援助ができるかというのは、実際のところ、まだ祖枠も固まっていない状況でございます。固まっていない状況で補正予算を計上させていただいているというのも非常にあれでございますけれども、やっぱり新型コロナウイルス感染拡大に対して臨機に対応できるように市町も応援をお願いしたいという医師会からの御要望もありましたので、たつの市と協議した結果、たつの市が今現在考え得る積算をされまして、それを人口割の中でまずは計上させていただいているという状況でございますので、金額的にこの後、それは感染状況にもよるとも思われますので、今後の推移を見守りながら、しっかりと全体像がまた分かりましたら、そういった中で町としてできることはやっっていくものかなとも考えております。全体像については、今のところはわかっていないということで御理解いただければなと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私からは、3点目の26ページ、下から2行目の中小企業・小規模企業振興協議会委員報酬の件についてお答えをさせていただきます。

当町、今回予算を計上させていただいておりますのは、一昨日の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、10月と11月を予定しております。実際に、それでどうしてもまとまらなかった等、あるかも分かりません。当然、その場合は時間等があれば補正をさせていただきますし、なければ目内の流用とか予算の流用というものがございまして。そちらでの対応を検討していくこととなろうと思っております。ただ、今回当町としては2回の予定で、いろんな専門家の知見、専門家の意見をお聞きできるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 私からは、子育て学習センターの部分について数点質問させていただきます。

22ページの部分ですけれども、款3民生費、項2児童福祉費、目7児童館運営費、節12役務費の部分で手数料追加建築確認申請手数料とありますけれども、どの部分についての建築確認が必要なのかということをお願いします。

あと節15の工事請負費につきましては、先ほど内容の説明がありましたけれども、エアコンについての説明がなかったのですが、視察に行ったときにエアコンがこれは本当に使えるのかという部分がありましたので、エアコンについて入替えをされるのか、クリーニングで対応するのかなど、そのあたりがもしお分かりであればお願いをいたします。

あとは駐車場についてなのですが、今回は今建物が建っている敷地内に白線を引くという説明があったのですが、もう一度具体的に白線を引くだけなのか、あるいは何か車がそれ以上中には入ってこれない、駐車場の中でも仕切りを設けるとか、そういうことがあるのかということをお聞きします。前提としては、ATMで一般の方が利用されるというのがあると思いますので、ATMを利用される方とこの施設を利用される方の駐車場のすみ分けをどうするのかという意味での、そういう観点からでの質問です。

あとは、その駐車場そのものが当初であれば、総合運動公園を使うとか、そういう説明もありましたけれども、実質は現時点ではどのように利用者に対して駐車場を利用していただくお考え

ですか。

あとは最後に、補正予算が倍増していますけれども、もちろんそこへ指導員の声を聞いていただいて、これが必要だろう、あれが必要だろうということで、華美にならない程度の必要最低限のものを備えたということではあるのですけれども、補正予算でそれが倍増するという点について、そもそもの当初からの計画が甘過ぎたのじゃないかなということをおっしゃるのですけれども、そのあたりについての見解というのをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず、1点目でございます。

建築確認申請の手数料でございます。こちらは確認申請につきまして4万3,000円、検査手数料につきまして3万円、それから開発許可の手数料として6,900円を予算計上させていただいているものでございます。こちらは用途変更等を合わせて、そういった部分の法的な部分の手数料が必要と聞いておりますので予算を計上させていただいているものでございます。

工事の中でのお話ですけれども、エアコンについての御質問でございましたが、今回の工事費の中には、一応エアコンを現場確認した結果、オーバーホール等も必要がない状況であると判断をさせていただいておりますので、エアコン関係につきましては既存のものを使わせていただくという計画で予算をたてさせていただいております。

次に、駐車場の件でございます。

先ほども、薄く消えかけた白線については再度引き直すという形で考えております。それと、ATMの関係がこれからも残ります。現在もATM、地域の方たちにとりましては非常に便利なものでございますので、逆にそういった地域の方々も寄られるところで子育てをすることでもまた、それはそれで地域の見守りにもつながるのかなという思いがございます。ただ、車でどうしても来場されますので、一応区画線上でどうこうというよりも、例えばATMのところにとんと車が止まらないように、そこは例えば花壇というような形で見栄えもいいのかというようなことも実は今のところ考えておまして、その区画線で駐車禁止とか、そういうふうなものよりもATMのところへ直接行かない、止めることができないような工夫を実は今のところはお花を植えて花壇で分かるような形ではいただいております。ATMも地域の皆様に利用いただけるというのは便利なおとこでございますので、それはそれで周りに公民館もございまして、幼稚園あるいは小学校もある中での子育てセンターとなりますので、今のところは線を引いてここは駐車禁止というようなことではない方向で検討をさせていただいているところでございます。

最後に、当初予算と今回の補正予算、非常に大きな補正という形で当初予算は何だったというような御質問でございます。

これにつきましては、当初予算につきましては予算編成時期でございました。現場もまだ我々の持ち物になっていない状況で、何とか現場も、もちろん当時の担当も見させていただいた中で、当時やるなら、できるだけ早い段階で改装させていただいて進めていこうということで、細かい積算、そういった大かがりな工事までは考えていなかったと私は引継ぎを受けております。その範囲内で、当時も足りない部分があれば補正も考えているというような形で議会にもお話をさせていただいていると聞いております。それがここまで膨れ上がったというのは、当初予算が若干そこまでのものを考えていなかったというのは金額的に見ても、そのとおりでないと思いません。最終的に大きな金額になるのでございますけれども、そういった皆さんの思いと、それから我々の思いとを合わせてまして、こういった形で新年度になってまたスタートできればなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 内容は分かりました。

エアコンのことについてだけ御質問させていただきたいのですが、既存のものが使えるということで、それを使っていくのだということなのですから、数年間、多分エアコンというのは止まった状態だと思うので、例えばカビとかほこりとか、そういったものに対する対応をどうするのかということと、あと今新型コロナウイルス関連で事業所においては換気の問題とか、新しくエアコンを新設して換気ができるエアコンに新設するだとかということをしてもらっても、この子育て学習センターにおいてはそういう換気の問題とかというのはこの工事費の中に対応する項目としてはされているのかどうかを御質問します。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 空調関係につきましては、一応試験的にといいいますか、現場も確認させていただいて、オーバーホールの必要はないというような判断をしたと聞いておりますので、既存のものを使わせていただくという形で今のところは考えておる、先ほどの答弁のとおりで補正予算を組ませていただいております。新型コロナウイルス関連でいろいろと換気等もございます。それで、先ほども国からあるいは県から新型コロナウイルス感染症対策の衛生用品、あるいはそういった関連の予防策については児童館あるいはのびすくもそれぞれ国から県から、そういった感染に対する補助もいただきながら、現在のところで使っているものも、またそちらに新しく持ち込みましてやっていこうと考えておりますので、そういった国、県の補助金等の感染対策の費用も有効に活用しながら、施設を進めていければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 まず、冒頭に遅参をいたしまして申し訳ございませんでした。

質問に入らせていただきますが、まずは24ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金・補助及び交付金、感染症対応外来体制支援協力金についてですが、これについてはたつの市とたつの市・揖保郡医師会への支援金と伺っておりますが、たつの市と太子町で行うわけですから、この支援金の分担割合はどのようなことの根拠をもって対応されているのか、また財源については町で支払うわけですが、県への財源対応などの働きかけがあったのか、なかったのか。

それと、26ページ、款6農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費、節13委託料ですが、有害鳥獣の駆除委託料の追加となっておりますが、町長も有害鳥獣の駆除には力を入れられるという施策を組んでおられるわけですが、追加40頭分ではございますが、予算を組んでからの現状の実績と取組状況の説明を、現状の説明を。

（「答弁あった」の声あり）

それでは、済みません。じゃあ、現状の説明、その部分は結構です。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節1報酬、中小企業・小規模企業振興協議会委員報酬についてですが、これは議会からも出たということで、先ほども質問はありましたけれども、第1回を進めていくわけですが、こういった協議会というのは機能させることというのは非常にいろいろな困難な事情もあろうとは思いますが、初めてつくっていくということで取り組み工夫について、今後機能するための、どのような選定を行ったのかという部分も含め、説明を求めます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず、感染症対応外来体制支援協力金についてでございます。

たつの市と太子町の費用分担につきましては、一応この予算計上におきましては平成27年度の国勢調査人口で全体の金額をたつの市が試算した中で、たつの市と協議の上、人口割で総費用額から太子町の部分の費用負担をとという形でこのたび計上させていただいておるものでございます。

あと、新型コロナウイルス感染症対応につきましては市町だけではなく、県もいろいろと費用負担をしていただいております。その検査センターに対する県への働きかけという御質問でございますけれど、先ほども御答弁させていただいたのですけれど、具体的なこの検査センターの立ち上げについての全体枠あるいは個別のもの、それからどういった費用がどこが負担するかというようなものについての大枠、小さい部分についても、まだ今協議中でございます。県もその中の協議に当然加わっていただいておりますので、まず今のところは、今回の計上についてはそういった細かいものもなく計上したのかとおっしゃられると非常につらうございますけれども、新型コロナウイルス感染症がいつ、どういった形で感染拡大していった、検査の必要な方がこの地域においていつ増えていくかというような体制の中でたつの市・揖保郡医師会の先生がそういった検査センターについて立ち上げを今協議しながら進めていただいておりますので、当然その中には県も保健所も一緒になって協議を進めておりますので、今回の補正の中身につきましては、そういう形で計上させていただいているということを御理解いただけるとありがたいところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 2点目の26ページの下から2行目の中小企業・小規模企業振興協議会委員の報酬の件でございます。

現在、委員の選考中でございます。この間、議員提案で当条例を制定いただきました。その後、この8月にこれに基づきます要綱を制定させていただいたところです。協議の場の運営につきましては、事務局は産業経済課、委員としましては町議会代表、町民代表、教育関係代表、大企業、中小企業、小規模事業者、観光業、特産品代表、地域経済団体、認定経営革新支援機関、条例の中にもうたっているものでございますが、その中から12名をこれから選考させていただくこととしております。当然、その方々につきましてはそれぞれで専門的な方、それぞれの知識をお持ちの方、これからそれらの方を選考させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 中小企業・小規模企業振興協議会については、この委員の選考について、やはり機能をさせるために、あるいはこの太子町の現状を見つめるに当たっては様々な角度からの選考視点が必要かと考えます。そういった意味では議会から上がっていたものが答えになるよう、選定には細心の注意を払って機能するものを期待したいなと思っておりますのでお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 コロナ対策などもあり、全体的に評価できるものと感じております。特に気になっておりました児童福祉施設についても、福祉文教常任委員会などの意見を真摯に受け止め、現場の声を聞いて補正を組んで事業を行うということに関しましては評価をいたします。今後もその都度、ほかの事業も含めてですが、しっかり声を聞いて、子供たちが安心・安全に過ごせるように努めていただくことを求め、賛成討論とさせていただきます。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第59号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(藤澤元之介) 日程第3、議案第59号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第60号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤澤元之介) 日程第4、議案第60号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第61号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤澤元之介) 日程第5、議案第61号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第62号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(藤澤元之介) 日程第6、議案第62号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第63号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(藤澤元之介) 日程第7、議案第63号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります。よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長(藤澤元之介) 日程第8、議案第64号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時05分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第9 議案第65号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第9、議案第65号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時07分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第10 議案第66号 工事請負変更契約の締結について

○議長（藤澤元之介） 日程第10、議案第66号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第66号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和元年6月に御議決をいただきました太子東中学校校舎大規模改造工事の請負契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に設計変更が生じたため、株式会社坪田工務店と締結している工事請負契約を変更するものでございます。契約額は変更前契約額4億4,600万円から2,055万6,000円を増額し、4億6,655万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） それでは、ただいま上程されました太子東中学校校舎大規模改造工事の変更契約につきまして詳細説明を申し上げます。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事に分けて説明をさせていただきます。

まず、建築工事でございます。

屋内運動場であります体育館廻りのアスファルト舗装の追加についてでございます。当該箇所につきましては水はけが非常に悪く、整地を行っても雨天後には地面がぬかるみ、凸凹が生じまして、水たまりや泥はねによりまして靴や衣服が泥だらけになると、そういった状況にございます。これらを勘案いたしまして、追加で施工をするものでございます。当初設計では北棟の北側の駐車場613平米を予定しておったところでございますが、舗装の面積を1,615平米へと変更いたしまして602万円の増額となっております。

次に、北棟の普通教室の背面棚についてでございます。南棟と比較いたしまして劣化が少なかったところから当初設計では含めておりませんでした。現在通学かばんが収納できません。授業中におきましても生徒の足元にそのかばんを置かざるを得ない状況にあります。南棟と同様の環境にするために、背面棚の新設と、それに伴うボードの張りかえを内装工事に起因する設計変

更によりまして204万円の増額となっております。

次に、理科室の収納棚でございます。理科の教材であります鉄製のスタンドでありますとか顕微鏡等の実験器具を全て収納できますように背面棚を変更設計することによりまして、このたび118万円の増額となっております。

次に、駐輪場の増設についてでございます。現在、既設の駐輪場につきましては屋根つきのものが1か所しかございません。駐輪することができない生徒につきましては、屋根のない空きスペースに駐輪している状況でございます。このたび、東西の昇降口近くにそれぞれ増設することで140万円の増額となっております。

次に、中庭の排水ますの更新についてでございます。南棟の西トイレの排水管の勾配が緩く、度々詰まることから、排水ますを更新し、勾配を取り直し、2か所の排水ますの更新、またその作業によりまして64万円を増額するものでございます。

続いて、電気設備工事についてでございます。

敷地外部から敷地内の電気室まで高圧の電気を引き入れております。その高圧の受電ケーブルが地下に配管されておるわけでございますが、このケーブルの推奨更新期間は20年でございます。既に校舎が建ちましてから32年経過しておりまして、電気保安管理者から令和元年度の点検におきまして、老朽化のために絶縁抵抗値が低いという指摘を受けております。これを放置した場合に、将来漏電によりまして停電が発生する可能性が高く、一度事故が発生いたしましたら、復旧までに1週間程度は完全停電することが見込まれます。この高圧受電ケーブルを更新するという、この工事を追加することによりまして268万円の増額となっております。

次に、機械設備工事についてでございます。

学校の敷地の北東の荒神社の道を挟んだ向かい側に設置されております第1受水槽、これは敷地の麓にあるのですが、この第1受水槽につきましてマンホールの立ち上がり部のコンクリートに亀裂が見られます。マンホールのパッキンが脱落した状態であると定期点検により指摘を受けておるところでございます。今後、水質の汚損事故が起きないように追加で補修を行う予定であります。また、校地内にあります第2受水槽までくみ上げますポンプの分電盤についても老朽化しておるため、更新することで設計変更をしております。これら機器や追加補修工事等によりまして91万円の増額となっております。

最後に、現在北棟では普通教室として75名の生徒が授業を受けております。手洗い場所につきましてはトイレの洗面のみでありまして、給食前等におきましては混雑が生じておるところでございます。コロナ禍の影響でありますとか、衛生環境改善のために北校舎の3階西側に新たに手洗い場を新設するものでございます。この追加によりまして146万円の増額となります。

以上、当初契約からの主な変更内容でございます。契約額を当初契約から2,055万6,000円増額いたしまして、4億6,655万6,000円と変更させていただきたいと思っております。よろしく御審議を賜りまして、原案のとおり御議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 何点か質問をさせていただきます。

1つは、総額2,000万円の変更額ですが、今説明のあったものを合計しますと大体1,600万円ほどだと思いますが、主にと言われたのですが、あと400万円で、あとはどういったことがあるのかを少し説明していただきたいと思います。

それから、先ほどの説明の中でありました点検の結果、指摘されたことに対応するというのは非常に大切なことで当然やっていただきたいのですが、高圧受電ケーブルについての漏電の危険性でありますとかマンホールのパッキンの脱落の指摘、これは一番直近の指摘で指摘されたものですか。それか、それ以前から既に指摘されてあったものでしょうか、その点について説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、1点目の説明をいたしました主なもの以外はというところでございます。

数々あるのですけれども、内装で申しますと、普通教室の黒板の仕様の統一、これは南館で普通教室の黒板を改修したわけなのですけれども、それと同一にこの北館でもやると。当初は北館につきましては、先ほども申しましたように背面棚と同じように劣化は少ないということで予定はしておらなかったのですけれども、同様の黒板を設置しようといったこと、また理科室では一部床を床上げするといったような変更、また木工室でありますとか金工室が特別教室として1階にあるのですけれども、特別室で行います授業にコンセントを、現在は下から取っているわけなのですけれども、上部からコンセントを取れるように、これは授業をしやすくするといったところなのですけれども、そういった変更、またコロナウイルス感染症対策といたしまして水洗のレバーをこのたびこの大規模改造の中で回す方式からレバー方式に取り替えるといった内容等々、いろいろ細かい点はございますが、その中でもまた主立ったところを申し上げさせていただきます。

それから、点検の結果ということで説明をさせていただいたケーブルのお話、また受水槽のマンホールのお話でございます。

受電ケーブルにつきましては、先ほども説明で申し上げましたとおり、劣化につきましては推奨期間が20年というところで、交換のことについては推奨しますということで、交換をお勧めしますということでは指摘はあったのですけれども、先ほども申しましたように令和元年の点検でこの絶縁値がかなり低くなっておるというところにつきましては初めて指摘をされて、こちらもそれに比べると、今後のことも考えて絶縁値につきましての指摘は令和元年度かなり低くなっておるといふ指摘を受けたところでございます。

また、受水槽につきましては、これも毎年点検を受けておるのですけれども、直近の指摘でマンホールパッキン等の指摘があったというところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 体育館廻りのアスファルト舗装の追加なのですけれども、これに関しては水はけが悪いという話でしたが、何度か僕も行ってますけれど、見る限り水はけが悪いなというのはもともとわかってるのじゃないかなというのがありますが、それが1つありますのと、あと駐輪場の増設で入らない自転車は雨ざらしだという話があったのですけれども、そもそもその時点で保護者とかから話というのは上がってくるのじゃないかなと思って、それが違うタイミングで工事、今回のこれじゃなくて違うタイミングでもできたのじゃないのかということ、また北館普通教室2室の背面棚の更新なのですが、当初は劣化が少ないということだったのだけれども、かばんが置けないから足元に置いたりしているとあったのですが、当初で劣化が少なかったのかばんが置かれへんということは、もう既に劣化してたのじゃないかと感じるのです。要するに、やらなければならないことは分かりますが、このタイミングで後から追加という形よりかは、ここ

にもありますように現場精査により設計変更が生じたとあるのですけれども、もっと最初の段階で、これぐらいの話だったら分かるのであれば、当初に盛り込んでやるべきだったのじゃないかなと感じるのですけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） おっしゃるとおりでございます。ただ、大規模改造工事ということで設計をいたしておりますので、校舎の内装とそれに伴います工事に関連したアスファルトの舗装で、特にアスファルト舗装につきましては北棟の北が非常にこの工事に影響するというところで当初の設計に入っておったというところでございます。今までも今回追加いたしましたアスファルト舗装、また駐輪場、背面棚、これらにつきましては要望等もいただいてたわけではございますが、先ほども申しましたとおり、当初の大規模改造工事に必要なものというところからの設計でございましたので、この大規模改造をすることと併せて現場経費等も同時に施工することで安く上がるということも視野に入れた上でアスファルト舗装の面積の追加、また駐輪場の増設等をこのたび併せて行わせていただきたいというところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 なるほど、今どれも確かに聞けば必要だなということが分かるころではあります。しかしながら、当初の大規模改造工事に当たるに当たって現場の声をどのように精査されたのですかという質問を私はさせていただいておりましたが、このような後からまた出てきたら、これでまた盛り込んで、これで今やればいいというような見え方をしてしまうようなやり方がいかなものかなとは思いますが、そもそもこのあたりの今回の建築工事、新たに付け足していったものについては現場からの声が常々あったということで、今ついでにやろうというような解釈でいいわけですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この大規模改造工事につきましては、当初の工事設計前から学校とはこういうことをやってほしいというような要望についても聞いておったところでございます。そのときに全て要望として上がってきたかと申しますと、工事施工途中でこうしてほしいという、そういう追加の要望もあったというのが現実でございます。また、学校側の要望を全て聞いておるところではございません。必要ない部分については、現状で対応されたいというようなこともっております。学校との協議の中で、教育委員会もそれは必要であろうと、また追加で要望が上がってきたことについても、先ほども若干触れたのですけれども、以前からも要望を聞いておるといったような内容、また大規模改造を近々やるので大規模改造に併せてやろうではないかということで、ここ数年保留と申しましょか、大規模改造に併せてやろうということで持っておった事業もでございます。それは先ほど説明もさせていただいた校舎の西側のアスファルト舗装、これらにつきましては以前からいろいろ要望があったのですけれども、大規模改造に併せてやろうではないかということで、この数年併せてやろうという、そういう事業が多々ございます。全てがこのたびの大規模改造に併せてやろうということではなく、数年前から大規模改造に併せてやろうと思っておった事業もあるのですけれども、このたび現場、学校と協議する中で必要であろうと、この際やろうというような事業が様々あったということで御理解願いたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今の説明をお聞きしまして、こういうように解釈したらいいのかなと思います。学校現場がよくなるというのは当然求められるところでありまして、この大規模改修に併せ

て、この変更理由にまさに書いてある現場精査による、つまり現場の声も吸収しながらよくなるように、こういう形だけでも追加の工事等をしたというような解釈でいいのかなと思いますので、現場を重視しながら進められることはいいとは解釈いたしますが、これも前段からしっかりと議論できるところはやっぱり検討して、当初に予算が追加にならないような取組もやはり必要ではないかということを示して、私は賛成の立場でありますので、引き続き学校現場の充実に尽くしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 学校現場の修理あるいは工事等々につきましては、毎年予算要求の中で各幼稚園、それから中学校まで、学校から本当に細かい、ここ直してくれ、ここはひびがいつてる等々も含めまして、写真を入れていただいて教育委員会に要望が来ております。そして、そのたびに私ども課長、担当課全員が、私もそうですけれども、学校現場へ入らせていただいて、今年はいかなるということで優先順位をつけながら、そして学校の思いを聞きながら、そして予算のことで総枠の中で今調整をして、必要頻度の高い、命に関わるものからということで予算要求を今しております。その中で、今回の太子東中学校も本当にいろんなことが、もっといろんな要望がこれ以外にも出とるのですが、最低限のことで、そして一遍このように学校現場は予算を入れますと10年あるいは20年、なかなか予算がつけにくいという状況も一方で今現状としてあります。そんな中で、何とか最低限これだけは上げさせていただきたいということで本日提案しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まず、今回のこの事業、大規模改修工事自体は国からの補助金も何割か出たと思うのですが、この今回の補正については全て町単独なのか、補助金が出ているのかというのは確認だけさせていただきたいのと、あと学校内においては平等の環境で学習をしてもらいたいというのがありますので、そういう意味では仕様を統一するという部分についてももちろん問題もないですし、例えば点検によって老朽化している部分を改修するというのも、これも当然のことだと思いますし、あとそれ以外の部分については、今回これが町負担、単独で全部行くんだということであれば、令和元年6月の段階で当初の計画に盛り込んでおれば、国の補助金が下りたのかということの確認をさせていただきたいです。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 大規模改造の補助制度なのでございますけれども、もちろんこの事業といいますが、この事業は対象内、対象外、そういうこともあるのですが、大きくは面積要件と申しましょうか、補助の基礎というのが決まっております。ですから、その補助以内で全て事業ができればいいのですけれども、例えば教室内の床を直すということであっても、単価というのが決まっておりますので——市場の単価とはもう全然かけ離れた——これはついせんだって行いました空調の工事でも一緒なのですけれども、補助単価が抑えられておりますので事業を施工いたしますと継ぎ足し単独というのが当然出てきます。このたび追加させていただく事業は、結果的には単独事業になるのですけれども、先ほど申しました補助の採択、補助申請につきましては国からこれだけつけますよと、補助単価に基づいて補助経費についてはこれだけですという、そういう決定が参りますので、残りについては継ぎ足し単独で起債を充当させていただいて、単独の充当率、75%の起債になるのですけれども、それで充当させていただいて事業を進めさせていただいているところでございます。補助、単独の考え方につきましては、このような形になりま

す。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 認定第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第11、認定第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、6人の委員で構成する令和元年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は6人の委員で構成する令和元年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和元年度一般会計決算委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、松浦崇志議員、出原賢治議員、吉田正之議員、上山隆弘議員、清原良典議員、堀卓史議員、以上の6名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました6人の議員を令和元年度一般会計決算委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時37分)

(再開 午前11時38分)

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に令和元年度一般会計決算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により、委員長に清原良典議員、副委員長に出原賢治議員が選出されましたので御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第12 認定第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第12、認定第2号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 認定第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第13、認定第3号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 認定第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第14、認定第4号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第4号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 認定第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第15、認定第5号令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第5号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 認定第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第16、認定第6号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第6号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第17 認定第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長(藤澤元之介) 日程第17、認定第7号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第7号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

9月3日から9月24日まで、委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、9月3日から9月24日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は9月25日午前10時から開催します。

本日はこれで散会をします。

お疲れさまでした。

(散会 午前11時44分)